

一般社団法人日本外科学会社員総会規則（定款施行細則第6号）

第1条 この法人（以下、本会と略記）の社員総会については、本会の定款に定められたことのほかは、この規則による。

第2条 社員総会は、定款第20条に定められた事項のほか、本会の運営に関する重要事項を審議し、決議する。

第3条 社員総会を招集するときは、社員総会の日
の2週間前までに、書面をもって、その旨を通知
しなければならない。

第4条 次期以降の定時社員総会の開催時期及び開
催地は、社員総会で定める。

第5条 特別会員及び名誉会員は、社員総会に出席
して意見を述べることができる。

第6条 この規則は、理事会及び社員総会の決議に
よって変更することができる。

第7条 この規則は、理事会及び社員総会の決議に
よって廃止することができる。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関
する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認
定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等
に関する法律第121条第1項において読み替えて準
用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立
の登記の日から施行する。
- 2 この規則は、平成25年4月10日から変更する。